

好 地 荘

経営方針

好地荘は、利用者の人権擁護を支援の基本とし、一人ひとりの思いや意思を尊重したサービスの提供を行います。個々に抱える生活課題に対しては一緒に向き合い、課題解決、課題克服に向け伴走サポートに取り組みます。

また、福祉事務所と連携し、利用者のニーズに対応した取り組みや、地域で生活している生活困窮者や医療機関からの相談や緊急保護等については積極的に受け入れを行います。

■ 好地荘

[救護施設、居宅生活訓練事業、保護施設通所事業、一時入所事業、施設機能総合利用事業、自立準備ホーム]

取り巻く環境

救護施設は、生活保護法第 38 条に基づき、身体上または精神上の理由により、独立して生活を営むことができない方の生活の場として機能してきましたが、近年、その役割等は変化しています。令和 6 年度には個別支援計画書の制度化、施設での訓練機能の強化、保護施設への通所事業の地域枠の拡充が施行され、より一層利用者の意思を汲み取った支援や、地域のニーズに対応した事業の展開が期待されています。そのため、好地荘でも今般の制度改正を踏まえ、対応等検討しているところです。

全国的な傾向として、救護施設の入所者は高齢化が進み、長期入所者の介護施設への移行等によって、定員を満たさない施設が増えており、好地荘でも令和 2 年から定員充足には至っていません。一方、新規に入所される方は 60 代前後の年齢層で男性の利用が増えており、男女同数の入所を想定した現状の居室配置の中で、新規入所者の生活の場の確保が課題となっています。

福祉事務所から入所依頼や相談があった方については、見学や一時入所を実施したうえで、ご本人の同意のもとでの入所手続きを進めていますが、長く一人での生活をしてきた方々は集団生活に馴染むのに時間がかかったり、様々な生活課題を抱えてきているために、きめ細やかな支援や対応が求められている状況です。

令和 7 年度【事業の重点項目】

1 人権尊重と虐待防止の意識の徹底

人権尊重と虐待防止意識を職員一人ひとりが自覚したうえで職務を遂行できるように、職場の風土づくりに努めます。人権侵害自己チェックの毎月実施や、設定したテーマへの職員の思いや意見を汲み取る機会を設け、職員会議で情報共有します。また、施設従事者等のための自己チェックを年 2 回実施して振り返りを行います。

毎月の寮棟会議では、日常に潜む不適切な対応や利用者の権利侵害及び虐待にあたる行為がないか検証します。虐待防止委員や苦情解決委員等の第三者委員から助言をいただく機会を設けま

す。

また、虐待防止、権利擁護、障害者差別解消法、意思決定支援等について、研修への派遣や内部研修を実施し、啓発活動を積極的に行います。

2 安心・安全なサービスの提供及びサービス内容の見直し

精神疾患や身体・知的障がい、高齢や疾病による心身機能や意欲の低下、依存症等、利用者の様々な生活課題への対応については、優先事項を見極めたうえで日課や活動等の内容、支援の見直し等を検討していきます。

また、日頃からリスクマネジメントを推進し、リスク管理や感染対策については施設全体で取り組んでいきます。

3 福祉事務所との連携やニーズに対応した福祉サービス事業の提供

福祉事務所と年1回情報交換会を開催し、好地荘の施設機能や事業について、ケースワーカーとの情報共有を行い、顔の見える・相談し合える関係を作ります。

利用者のニーズを基に個別支援計画を作成し、福祉事務所と情報共有します。地域生活への移行を目指す方については、福祉事務所やご家族等と相談しながら進めます。

また、地域で生活している生活困窮者を対象に、見学や日中体験等施設の機能や事業を普及し、相談や利用を進めます。

入所利用者の地域生活の実現に向けた居宅生活訓練事業や、地域生活継続のための保護施設通所事業、入所希望者等の一時入所事業などを積極的に実施します。

4 福祉人材の育成と確保

正規職員・地域職専門員ともに目標管理を行い、仕事のやりがい等を感じられる環境を整え対応します。また、人事考課に係る面接を行い、人材育成のため助言や資格取得等を支援します。

大学及び社会福祉士・精神保健福祉士等の養成機関の実習生をはじめ、インターンシップやボランティアを積極的に受け入れます。

5 コンプライアンスの徹底や経営基盤づくり

職員一人ひとりが「コンプライアンス基本方針・行動指針」を遵守し、役割や使命を果たす行動を実践できる組織づくりをします。

施設の収支状況や課題については職員会議等で周知し、利用者の定員充足に向けた取り組みや、物価高騰対策としての経費の節約等に、一丸となって取り組みます。